

## 住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます！ 令和元年11月5日からスタート！

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます。住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

### 旧姓併記のための請求手続きは2段階！

①旧姓が記載された戸籍謄本等を用意しましょう



②用意した戸籍謄本と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、住民課窓口へ！

#### 旧氏とは？

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

旧姓は1人に1つだけつけられるよ！



旧姓併記についての

## Q & A



手続きは、令和元年11月5日から！



#### Q1 マイナンバーカードを持ってなくても、旧姓を併記する手続きはできますか。

A1 マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作成することができます。なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

#### Q2 旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A2 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。)なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

#### Q3 旧姓を削除することはできますか。

A3 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。

#### Q4 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A4 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏的一方のみを表示することはできません。

#### Q5 旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

A5 旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。

▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎ 56 9 1 2 5

## 第55回上三川町文化祭に参加しませんか？

	ジャンル	募集内容	期日	会場
ステージ部門	ダンスパーティー	一般の方の参加も大歓迎。	10月19日(土) 午後7時00分～午後9時00分	中央公民館 大ホール
	音楽祭	合唱、合奏、その他各種楽器演奏などの発表。 一人での参加も可。	10月19日(土) 午前9時00分～午前11時30分	
	芸能・舞踊祭	民謡・舞踊などの発表。ジャンル不問。	10月19日(土) 午後1時00分～午後4時00分	
	歌謡祭	カラオケの発表。一般出場者募集。	10月20日(日) 午前9時00分～午後3時00分	
競技	囲碁大会	囲碁愛好家による大会。当日受付。	10月19日(土) 午前9時30分～午後3時00分	中央公民館 2階研修室
展示部門	美術展	油絵、日本画、水彩など(50号以内)。学生も可。	10月18日(金)～20日(日)  [展示作品の搬入] 17日(木)午後2時～午後9時 [展示作品の撤収] 20日(日)午後3時以降	体育センター 武道場
	書道展	全紙以内。表装または額装し釈文をつける。		
	写真展	四つ切り以上全紙以内。点数は出品数による。		
	文芸展	短歌・俳句・川柳(一人3句まで)。詩、創作など。		中央公民館
	自由展示コーナー	上記以外の作品を展示するコーナー。 どんなジャンルでも可。1作品でも可。		

▶日時=10月18日(金)～20日(日)

午前9時～午後4時 ※最終日は午後3時まで

▶会場=中央公民館・体育センター武道場・上三川いきいきプラザ大会議室

▶参加募集=町内を中心に活動する団体のほか、個人での参加も大歓迎です。

[ステージ部門]ジャンルごとの発表時間に参加していただけます。

[展示部門]ジャンルごとのコーナーに展示していただけます。原則3日間の参加ですが、1日のみも可です。

▶申込方法=電話・FAXまたは生涯学習課窓口にて、9月17日(火)午後5時15分までにお申し込みください。

申込用紙は、町ホームページよりダウンロードしていただくほか、生涯学習課窓口にもございます。

代表者(申込者)の住所・氏名・連絡先のほか、下記の必要事項をご記入ください。

[ステージ部門] 演目・出演時間・人数など。

[展示部門]

ジャンル・作品名・数量・必要なスペースと物品など。

申し込み受付終了後に事務局および各部門の代表者より詳細を連絡します。

※申込み状況により、受付できない場合もありますのでご了承ください。

▶問い合わせ先=

文化祭運営委員会事務局(生涯学習課内)

☎ 56 9159 FAX 56 6691

## 農村環境改善センターにおける利用予約開始日の変更について

農村環境改善センターを利用する際の予約開始日が、従来の「利用予定日の一ヶ月前」から「利用日の前月の1日」に変更となります。

新しい予約開始日の適用は、9月1日(10月1日～10月31日利用分)からとなります。また、予約受付開始時間は午前9時からとなります。

【例】10月15日に施設を利用予約する場合

【現在の予約開始日】

利用予定日の一ヶ月前となる『9月15日』から予約をすることができます。

【新しい予約開始日】

利用日の前月(9月)の1日である『9月1日』から予約をすることができます。

▶予約について=

農村環境改善センターの利用予約については、「(公財)上三川町農業公社」(農村環境改善センター内)の窓口へ直接お申し込みください。

▶問い合わせ先=(公財)上三川町農業公社 ☎ 56 4312